

市第 144 号議案

横浜市公園条例の一部改正

横浜市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年 2 月 14 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市公園条例の一部を改正する条例

横浜市公園条例（昭和33年 3 月横浜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 入船公園の項の次に次のように加える。

東寺尾一丁目ふれあい公園	分区園
--------------	-----

別表第 1 新横浜公園の項の次に次のように加える。

師岡町梅の丘公園	分区園
----------	-----

別表第 1 中田中央公園の項の次に次のように加える。

泉が丘公園	分区園
-------	-----

別表第 2 の 2 中

「岸谷公園（プール及び子供用プールに限る。）」を

「岸谷公園（プール及び子供用プールに限る。）
東寺尾一丁目ふれあい公園」に、

綱島公園（プール、子供用プール及びこどもログハウスに限る。）	を
綱島公園（プール、子供用プール及びこどもログハウスに限る。） 師岡町梅の丘公園	に、
和泉アカシア公園（分区園に限る。）	を
和泉アカシア公園（分区園に限る。） 泉が丘公園（分区園に限る。）	に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の横浜市公園条例の規定に基づく東寺尾一丁目ふれあい公園、師岡町梅の丘公園及び泉が丘公園（分区園に限る。）を供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提 案 理 由

東寺尾一丁目ふれあい公園等について、公園の有料施設を設置するとともに、指定管理者に管理を行わせるため、横浜市公園条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市公園条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

別表第 1（第 7 条第 1 項）

有料施設

有料施設の属する公園の名称	有料施設の種別
（省 略）	
入船公園	野球場 庭球場
<u>東寺尾一丁目ふれあい公園</u>	<u>分区園</u>
（省 略）	
新横浜公園	総合競技場 補助競技場 投てき練習場 野球場 庭球場 屋内プール 運動広場
<u>師岡町梅の丘公園</u>	<u>分区園</u>
（省 略）	
中田中央公園	野球場
<u>泉が丘公園</u>	<u>分区園</u>
（省 略）	

別表第 2 の 2（第 16 条第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項及び第 5 項）

名 称	位 置
-----	-----

(省 略)	横浜市鶴見区
岸谷公園（プール及び子供用プールに限る。）	
<u>東寺尾一丁目ふれあい公園</u>	
(省 略)	横浜市港北区
(省 略)	
綱島公園（プール、子供用プール及びこどもログハウスに限る。）	
<u>師岡町梅の丘公園</u>	
(省 略)	横浜市泉区
(省 略)	
和泉アカシア公園（分区園に限る。）	
<u>泉が丘公園（分区園に限る。）</u>	
(省 略)	
(省 略)	